

# 地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱

制 定 令和7年3月31日付け6新食第2374号  
農林水産事務次官依命通知

## (趣旨)

第1 本事業により、持続的な食料システムの確立に向けて、都道府県が地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、地域の核となる食品企業が農林漁業者等と連携・協調した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調を図る実証等の取組を推進する。

## (通則)

第2 地域型食品企業等連携促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、本要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、地域の持続的な食料システムの確立に資することを目的とする。

## (事業の内容等)

第4 本事業において実施する事業の内容については、別表1に掲げる区分に沿って、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定めるものとする。

2 別表1に掲げる区分の各事業（以下「補助事業」という。）を行う者は、総括審議官が別に定める要件を満たすものとする。

## (事業の実施)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、総括審議官が別に定めるところにより事業実施計画書を作成し、第7第1項の規定による交付申請書の提出より前に、提出するものとする。

2 事業実施計画の変更（総括審議官が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、総括審議官が別に定めるところによるものとする。

## (交付の対象及び補助率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）

について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

#### (申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### (交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

#### (交付決定の通知)

第9 地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

#### (申請の取下げ)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

#### (計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を、地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変

更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第 12 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 1 に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第 13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 3 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 14 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 4 号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るために必要なと認めるとときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 15 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号の概算払請求書を、地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲内で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 16 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第 11 第 1 項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 7 号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第17 地方農政局長等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (額の再確定)

第18 補助事業者は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項の規定に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

#### (交付決定の取消等)

第19 地方農政局長等は、第11第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係

る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

#### （収益納付）

- 第20 補助事業者は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該事業の実施による別表1の区分に掲げる（2）の新商品等の販売によって相当の収益を生じたときは、総括審議官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があった場合、その他補助事業者に同項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと地方農政局長等が認定したときは、総括審議官が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

#### （補助金の経理）

- 第21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 前2項及び第22の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### （補助金調書）

- 第22 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による補助金調書を作成しておかなければならない。

#### （間接補助金交付の際付すべき条件等）

- 第23 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第11から第14まで、第16、第18第1項及び第19から第21までの規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に掲げる条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
    - （1）間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
    - （2）間接補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導等)

第 24 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第 25 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、総括審議官が別に定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4、第6、第12関係）

区分	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
地域型食品企業等連携促進事業 （1）地域食料システムプロジェクト推進事業 （2）新商品等開発・販路開拓事業 （3）地域型協調領域実証事業	総括審議官が別に定めるものとする。	総括審議官が別に定めるものとする。	区分（1）、（2）及び（3）の相互間における経費の30%以内の増減	1 事業の追加、中止又は廃止以外の事業内容の変更 2 事業費の30%以内の増減 3 国庫補助金の30%以内の減

別記様式第1号（第7第1項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱第7第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇	円	円	円	
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

- 4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類

## 都道府県の補助金交付規程又は要綱

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- 2 補助金交付規程は、間接補助事業を実施する場合に添付すること。
- 3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第2号（第11第1項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱第11第1項の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第3号（第13関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業補助金遅延届出書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、補助金交付等要綱第13の規定に基づき届け出る。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定期年月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。  
2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。  
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第4号（第14第1項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業補助金事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱第14第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定期年月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 区分の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。  
2 事業費の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
3 地方農政局長等の求めがあった添付書類については、遅滞なく提出すること。

別記様式第5号（第15第1項関係）

○○年度地域型食品企業等連携促進事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

○○農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長  
官署支出官 ○○ 殿〕

(第15第1項に定める官署支出官名を記入)

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱第15第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

(また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。)

記

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告	今回請求額(C)		残額(A-(B+C))		事業完了予定期日	備考
			金額	出来高		金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定期日出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 区分の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。  
 2 括弧内は、第14第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。  
 3 地方農政局長等の求めがあった添付書類については、遅滞なく提出すること。

別記様式第6号（第16第1項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として地域型食品企業等連携促進事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇	円	円	円	
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 収支精算

（1）収入の部

区 分	本年度	本年度	比較増減	備考

	精算額	予算額	増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。  
 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。  
 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。  
 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し及びその他支払い経費の確認のために必要な資料を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)  
 5 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。  
 6 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第7号（第16第2項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業補助金年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱第16第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費(A)	国庫補助金	Aのうち年度内支出済額	概算払受入済額	Aのうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 地方農政局長等の求めがあった添付書類については、遅滞なく提出すること。

別記様式第8号（第16第4項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった地域型食品企業等連携促進事業補助金について、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱第16第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額	金	円
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
  - (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
  - (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出

しなければならない。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
  - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
  - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第9号（第22関係）

〇〇年度  
農林水産省所管

地域型食品企業等連携促進事業補助金調書

国		歳入		歳出		歳体名		備考
補助事業名	交付決定額	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	うち国庫補助金相当額
〇〇事業	円	円	円	円	円	円	円	円
〇〇費								
〇〇費								
その他								

記載要領

1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目的内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目的内訳までを記載すること。

3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれの額を、歳出にあっては当初予算額、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度における当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第10号（第23第2項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

(間接) 補助事業者 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

4 間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴すことができる。